

2026 年 7 月 17 日

各 位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル  
代表者名 代表取締役社長執行役員グループ CEO 玉上 進一  
(コード番号 4290 東証プライム市場)  
問合せ先  
役職・氏名 常務執行役員グループ CFO 西田 直弘  
グループ経営統括本部長  
TEL (03) 5213-0826  
E-mail [ir@prestigein.com](mailto:ir@prestigein.com)

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

|                                  |                                                                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日                         | 2026年8月17日                                                                          |
| (2) 発行する株式の種類及び株式数               | 当社普通株式 117,000株                                                                     |
| (3) 発行価額                         | 1株につき 674 円                                                                         |
| (4) 発行価額の総額                      | 78,858,000円                                                                         |
| (5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社の取締役 2 名<br>110,300株<br>当社の執行役員及び当社子会社の取締役 5 名<br>6,700株<br>※取締役については、社外取締役を除きます。 |

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2021 年 5 月 25 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021 年 6 月 24 日開催の第 35 回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 150 千株以内とし、年額 100 百万円以内とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

なお、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しても、同様の制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役2名、及び当社の執行役員並びに当社子会社の取締役計5名（以下、併せて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計 78,858,000 円の現物出資と引換えに当社の普通株式 117,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

本新株発行による希薄化率は 0.09%と軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （１）譲渡制限期間

対象者は、2026 年 8 月 17 日（払込期日）から①当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は常勤の顧問のいずれも退任する日又は②当社又は当社子会社の従業員（定年後再雇用者を除く。以下同じ。）を退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （２）譲渡制限の解除条件

対象者が、払込期日の直前の当社定時株主総会（対象者が子会社取締役の場合は当社子会社定時株主総会、対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は 2026 年 4 月 1 日）の日から翌年に開催される当社定時株主総会（対象者が子会社取締役の場合は当社子会社定時株主総会、対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は 2027 年 3 月 31 日）の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、常勤の顧問又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、常勤の顧問又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日（当該退任後、対象者が当社又は当社子会社の従業員となる場合は、当該当社又は当社子会社の従業員を退職する日の翌日）において、

本役務提供期間開始日を含む月の翌月（対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は本役務提供期間開始日を含む月）から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は本役務提供期間開始日を含む月）から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である674円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上